

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
(東京都教育委員会の働き方改革特集) 2026年2月18日 NO.778

学校における働き方改革「進捗及び今後の展開」 教員時間外在校等時間は微減・横ばい

東京都教育委員会は、「令和7年度学校における働き方改革の進捗及び今後の展開について」を公表しました。教員の1か月当たり「時間外在校等時間」の月45時間以下の割合が微増、横ばいしています。

小学校教員の月45時間以下の割合が、令和7年度66.2%（令和6年64.0%）、中学校教員のそれも52.3%（52.3%）と微増、横ばいしています。東京都教育委員会の目標である令和8年度月45時間超教員の0%には程遠いのが現実です。

「仕事と仕事以外の生活とのバランス」についての満足度は37.3%（令和6年度33.2%）で4.1%増加、「授業準備の時間が取れている」と感じている教員は37.1%（30.7%）で6.4%増加しています。しかし、「目標の80%以上」には届いていません。

学校・教員が担うべき業務の精査 就学時健康診断や学校徴収金業務をアウトソーシング 学校における業務のアウトソーシング

【小中特】（R8予算額：581百万円）

令和7年度に実施した「就学時健康診断の運営業務」のアウトソーシングについて、実施する区市町村教育委員会を拡大するとともに、新たに「学校徴収金に係る事務処理業務」及び「特別支援学校の教材準備等業務」についてアウトソーシングを実施
また、その他の学校・教員以外でも担うことが可能な業務についてもアウトソーシングを検討・実施

【対象業務】	【R8規模】	【R7規模】
就学時健康診断の運営業務	2地区程度	1地区
学校徴収金に係る事務処理業務	1地区程度	（実施準備）
特別支援学校の教材準備等業務	10校程度	—

上記以外のアウトソーシング対象業務の例：会計年度任用職員の任用事務、移動教室に係る事務

【学校徴収金に対する都内区市町村教育委員会の取組状況】

学校徴収金の徴収・管理は学校と教師の業務の3分類の「学校以外が担うべき業務」に該当

取組を実施している教育委員会の割合（自治体数）

取組内容 学校徴収金の徴収・管理は、公会計化または教師が関与しない方法で行っている 令和6年度50.8%（32） 前年度（R5）42.9%（27）

文部科学省「令和6年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（令和6年12月）より

役割分担の見直しと外部人材の活用 低賃金で不^{安定}雇用の会計年度任用職員の増加に スクール・サポート・スタッフの配置

【小中高特】（R8予算額：5,394百万円）

配付物の印刷等、必ずしも教員でなくてもできる業務を教員の代わりに行う人材（スクール・サポート・スタッフ）を全区市町村立学校を対象に配置するとともに、新たに都立学校にも配置を拡大

R8規模	R7規模	前年度増減	R8規模のうち50人が都立学校配置
2,212人	2,106人	+106人	

副校長補佐の配置 【小中高特】（R8予算額：5,251百万円）

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備するため、副校長を補佐する外部人材を配置

R8規模	R7規模	前年度増減	R8規模のうち50人が都立学校配置
1,751校	1,461校	+290校	

エデュケーション・アシスタントの配置

【小】（R8予算額：8,080百万円）

原則、小学校第一学年から第三学年において副担任相当の業務を担い、担任を補佐する外部人材を全小学校を対象に配置

R8規模	R7規模	前年度増減
1,964人	1,805人	+159人

教員の時間外在校等時間を減らすためには、 業務削減と教職員定数増、授業時数の削減を

教職志望者の減少や休職・離職者の増加など、教員不足が問題となっています。「在校等時間」の短縮ばかりに関心が向き、子どもとの時間や職場の課題を話し合う時間が軽視されがちであるとの指摘もあります。正確な勤務時間の記録や持ち帰り時間の解消、授業時数等の業務の削減など、教職員の健康が守られ、子どもたちの学びが保障されるよう、教職員定数を改善する必要があります。

文部科学省は、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する、80時間を超える教育職員をなくすことを目標にしています。東京都教育委員会も、「進捗及び今後の展開」にあるように、様々な取り組みを行なっていますが、残念ながら目に見える「結果」につながっていません。

事務職員に業務の負担転嫁があつてはならぬ 新指針（3分類19項目）には押付け項目も

「学校における働き方改革」で、学校の教員の業務負担を軽減することが進められています。しかし、事務職員については逆に、業務の負担を転嫁させることが進められようとしています。文部科学省が昨年9月に通知した新「指針」には、「3分類19項目」があり、東京都教育委員会の「実行プログラム」にも載っています。事務職員については「積極的に参画」「中心に実施」「協働を促進」などと、かえって業務が増加しています。事務職員は、日々業務に追われ、パソコンに精通しているわけではありません。